



LEGAL UPDATE

2026年4月

AI法施行政令案

2026年2月27日、科学技術省は、現行人工知能法第134/2025/QH15号(AI法)の条項を詳細に規定する政令案(本政令案)を公表し、パブリックコメントを募集している。本稿では、本法令案における重要な内容を紹介する。

1. AIシステムのリスクレベル別分類

本法令案は、AIシステムを「高リスク」「中リスク」「低リスク」の3レベルに分類する¹。

- 高リスクシステム 首相が発行するリストに掲載されているシステム
- 中リスクシステム 高リスクに該当しないシステムのうち、▽AIシステムであることを明示的に述べずに、会話・音声・画像・仮想アシスタントを通じて人間と直接やり取りする、▽出来事・人物・情報源の信憑性について誤解を招く可能性のあるコンテンツを作成・編集する、▽ディープシンセシス技術を使用して、実在の人物の外見・声をシミュレート・模倣する、のいずれかに該当するシステム
- 低リスクシステム 高リスク・中リスクのいずれにも該当しないシステム

AIシステムの供給者は、AIシステムを市場に流通させる前または使用に供する前に、当該システムを独自に分類する責任を負い、分類結果の正確性および真実性について法的責任を負う²。

2. 変更やリスクが発生した場合の分類の見直し・再分類

AIシステムの供給者および実装者は、以下の場合にAIシステムの見直し・再分類を行う責任を負う³。

- 首相が発行する高リスクAIシステムリストに変更・更新があった場合
- 機能・使用目的・展開規模・使用状況に重大な変更があった場合
- 重大な事故が発生し、または、新たなリスクが生じ実際のリスクレベルが分類レベルよりも高いことが判明した場合
- 所轄当局から書面による要請があった場合
- AIシステムの実装者が、システムの意図する用途を当初の発表から修正・統合・変更し、より高いリスクが発生した場合

見直しの結果、リスクレベルを引き上げる必要があると判断された場合、AIシステムの供給者および実装者

¹ 本政令案第6条2項

² 本政令案第6条1項

³ 本政令案第11条1項



は、リスク管理措置を速やかに適用し、記録および通知を更新する⁴。

3. システム展開前に分類結果を通知する義務

中リスク・高リスクのA Iシステムの供給者は、システムを市場に流通させるまたは使用に供する前に、科学技術省にその分類結果を通知する⁵。通知は、所定の電子的な方法と様式を用いて、A Iワンストップ電子ポータルを通じて行う⁶。通知は情報提供を目的とし、事後監査および情報管理の基礎となるものであり、承認または認可の手続きではない。

通知内容には、少なくとも、▽供給者識別情報（名称・事業登録番号・納税者番号・登録住所・連絡先）、▽システム識別情報（システム名・バージョン・主要機能の説明）、▽使用目的・展開地域・想定される影響規模、▽リスクレベルの自己分類・分類基準、▽主要なリスク管理措置および人的監視・介入メカニズムの概要、を含めなければならない⁷。

A Iワンストップ電子ポータルは、有効な通知を受領した後、A Iシステムの識別子を含む電子確認書を自動的に送信し⁸、その情報は国家A Iシステムデータベースに更新される。情報の開示は、国家機密・企業秘密・個人データの保護に関する規制を遵守して行わなければならない⁹。さらにA Iシステムの供給者は、システムの機能・使用目的・リスクレベルに重大な変更があった場合、その更新を通知する責任も負う¹⁰。

4. A I生成コンテンツのラベル表示

本政令案は、新たに、A Iシステム供給者および実装者に対し、A I生成コンテンツへのラベル表示義務を規定した。

音声・画像・動画などのコンテンツがA Iを用いて作成・編集された場合、コンテンツ利用者が識別できるようラベル表示しなければならず¹¹、文書が編集管理プロセスを経ており、人間の責任で作成されたことが証明できる場合は、ラベル表示は免除される¹²。

ラベル表示の実施方法については、本政令案では単一の形式を義務付けておらず、組織・個人がコンテンツの種類・利用状況に応じて最適な方法を選択できる¹³。

5. 重大な事故が発生時の報告・対応

重大な事故とは、A Iシステムの運用において発生し、以下のいずれかの結果を引き起こす、または引き起こ

⁴ 本政令案第11条2項

⁵ 本政令案第13条1項

⁶ 本政令案第13条3項

⁷ 本政令案第13条2項

⁸ 本政令案第13条4項

⁹ 本政令案第13条5項

¹⁰ 本政令案第13条6項

¹¹ 本政令案第19条4項

¹² 本政令案第19条3項

¹³ 本政令案第19条5項



す可能性のある事故である¹⁴。

- 人命の損失または重大な健康被害
- 組織の運営に重大な影響を及ぼす重大な物的損害
- 人権・プライバシー権、その他の正当な権利・利益の重大な侵害
- 公共サービス・必要不可欠なサービスの提供の重大な中断、または国家安全保障・公共秩序・社会安全への影響

A I システムに重大な事故が発生した場合、提供者および実装者は、▽事故の影響を防止・軽減・是正するために必要な技術的措置を直ちに講じ、▽事故に関連するログ・データ・情報を、検証・評価・是正を容易にするために維持・保管し、▽A I 情報ポータルを通じて所轄国家機関に事故を報告する責任を負う¹⁵。

事故がA I システムに起因することが確認された時点から、高リスクシステムの場合は24時間以内、中リスクシステムの場合は72時間以内に、A I 情報ポータルを通じて予備報告書を提出しなければならない¹⁶。

ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada / 小林 亮 Ryo Kobayashi / 野口 哲朗 Tetsuro Noguchi / Nguyen Thi Hong Phuc / Ha Minh Long / Bui Viet Anh / Le Dang Phuong Linh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada / 小幡 葉子 Yoko Obata / Le Phuong Lan / Nguyen Thu Huyen / Le Duc Son / Nguyen Anh Phuong

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

¹⁴ 本政令案第22条1項

¹⁵ 本政令案第22条2項

¹⁶ 本政令案第22条3項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.